

参議院内閣委員会會議録第二十四号

昭和三十三年六月十三日(木曜日)

午前十時五十三分開会

委員の異動

六月十二日

山本伊三郎君

補欠選任
占部 秀男君

六月十三日

宮澤 喜一君

補欠選任
上原 正吉君

占部 秀男君

山本伊三郎君

出席者は左の通り。

委員長

理事

村山 道雄君

石原幹市郎君

下村 定君

鶴岡 哲夫君

山本伊三郎君

委員

上原 正吉君

大谷藤之助君

源田 実君

小柳 牧衛君

林田 正治君

小林 篤一君

田畑 金光君

衆議院議員

衆議者

衆議者

衆議者

衆議者

衆議者

衆議者

衆議者

衆議者

衆議者

衆議者

衆議者

衆議者

総理府恩給局長 八巻淳之輔君

公正取引委員 渡邊喜久造君

公正取引委員 小沼 亨君

公正取引委員 大蔵省主計 澄田 智君

公正取引委員 大蔵省主計 平井 迪郎君

公正取引委員 大蔵省主計 山本浅太郎君

公正取引委員 大蔵省主計 伊藤 清君

公正取引委員 大蔵省主計 笠木 三郎君

公正取引委員 大蔵省主計 伊藤 清君

公正取引委員 大蔵省主計 笠木 三郎君

公正取引委員 大蔵省主計 伊藤 清君

公正取引委員 大蔵省主計 笠木 三郎君

公正取引委員 大蔵省主計 伊藤 清君

公正取引委員 大蔵省主計 笠木 三郎君

公正取引委員 大蔵省主計 伊藤 清君

公正取引委員 大蔵省主計 笠木 三郎君

公正取引委員 大蔵省主計 伊藤 清君

公正取引委員 大蔵省主計 笠木 三郎君

公正取引委員 大蔵省主計 伊藤 清君

公正取引委員 大蔵省主計 笠木 三郎君

公正取引委員 大蔵省主計 伊藤 清君

公正取引委員 大蔵省主計 笠木 三郎君

公正取引委員 大蔵省主計 伊藤 清君

公正取引委員 大蔵省主計 笠木 三郎君

公正取引委員 大蔵省主計 伊藤 清君

公正取引委員 大蔵省主計 笠木 三郎君

公正取引委員 大蔵省主計 伊藤 清君

公正取引委員 大蔵省主計 笠木 三郎君

公正取引委員 大蔵省主計 伊藤 清君

公正取引委員 大蔵省主計 笠木 三郎君

公正取引委員 大蔵省主計 伊藤 清君

公正取引委員 大蔵省主計 笠木 三郎君

公正取引委員 大蔵省主計 伊藤 清君

公正取引委員 大蔵省主計 笠木 三郎君

公正取引委員 大蔵省主計 伊藤 清君

公正取引委員 大蔵省主計 笠木 三郎君

公正取引委員 大蔵省主計 伊藤 清君

公正取引委員 大蔵省主計 笠木 三郎君

公正取引委員 大蔵省主計 伊藤 清君

秀男君が委員に選任されました。

○委員長(村山道雄君) 首都建設問題調査会設置法案を議題とし、衆議者より提案の理由の説明を聴取いたしました。

○衆議院議員(中島巖君) ただいま議題となりました首都建設問題調査会設置法案につきまして、その提案理由及び法律案の概要について御説明申し上げます。

東京都への過度の人口集中は急激な人口膨脹となり、すでに一千万人を突破し、人口は世界最大の大都市となりました。このため交通難、住宅難、水不足などの過大都市の弊害が如実に現われて、わが国の首都としての政治、経済、文化、教育の中心機能が麻痺し、今や動脈硬化寸前の状態に陥っております。政府はこれに対処して、高速道路や地下鉄の建設及び鉄道の複々線化などを行なっております。国会周辺は言うに及ばず、東京都全域にわたって掘り返し工事が行なわれております。全世界のどの都市にこのような大都市全域にわたって大規模な工事を進めているところがあるでしょうか。行き詰った後に行なう後進性の工事は、ギャップが多ければ多い程困難を伴ない、莫大な工事費を必要とするものであります。のみならず、これらの土木工事は東京都の動脈硬化をさらに高進させ、動きのとれないところまで追い込む危険性さえあるのであります。その理由は、現在の諸施設が東京都の現況と将来の展望との見通しの上

に立っての全体計画でないこと、その場のがれの施設を個々に行なっている現状だからであります。

都市機能の基本的な問題について、東京都と世界の著名都市と比較してみますと、第一点に人口増加の問題をとり上げてみます。ロンドンは一九五一年から五十六年の五十年間に三百三十四万八千人から三百二十七万二千人と七万六千人の減少であります。ニューヨークでは一九五〇年に七百八十九万二千人であったのが、一九六〇年は七百八十八万六千人と十年間に八千六百六十人減少しております。パリが一九四七年に二百七十二万五千人が一九五四年に二百八十五万人、すなわち七カ年間の人口増加が十二万五千人となりまして、年間の平均人口増加は一万人八千人となっております。また、世界で最も人口の増加している上海ですら一九三五年三百五十五万九千人が一九五〇年五百四十万七千人と、十五年間に百八十八万八千人の増であります。東京都の人口増は一九五一年に六百四十五万三千人、一九六〇年九百六十七万七千人とこの十年間に三百二十万二千人増加しております。この人口増加の状態は現在も続いております。

第二点、道路面積について申し上げます。東京都の道路面積は一〇％であります。ワシントン四三％、ニューヨーク三五％、ベルリン二六％、世界の著名都市の内でも少ないロンドンですら二三％であります。

第三点、公園面積の比較であります。一九六〇年度調査で見ますと東京都は一人当たり一平方メートルであります。ワシントンが四十五・二平方メートル、ニューヨーク十一・九平方メートル、最も少ないといわれているロンドンで九・二平方メートル、パリ八・九平方メートルとなっております。

以上が都市機能の基本的な問題としての人口の推移、道路面積、公園面積の三点について申し上げたのであります。この三点から考えましても、東京都は都市機能の基本的諸条件の絶対量が不足していることがわかると思っております。これらの諸条件の絶対量不足が、今や東京都を動脈硬化寸前に追い込んだのであります。このことは何人といえども否定することができないと思っております。

これに対して政府はいかなる抱負と施策があるのかといえますと、前四十国会の論議を通じて明らかにいたしましたことは、政府は首都問題については首都圏整備委員会が当たっておるのに新たに首都問題の調査機関設置の必要はないということであります。

首都圏整備法が昭和三十一年に成立し、首都圏整備委員会が発足して十数年になりますが、東京都に対していかなる実績を残し、また、いかなる計画を持っているのかと申しますと、首都圏整備委員会は昭和三十一年に昭和三十三年を当初として昭和四十一年に至る首都圏整備の白書を発表しております。これによりまして、首都圏整備計画の前提条件である人口増加と交通問題の見通しについて見ますと、人口

一人当たり一平方メートルでありまして、ワシントンが四十五・二平方メートル、ニューヨーク十一・九平方メートル、最も少ないといわれているロンドンで九・二平方メートル、パリ八・九平方メートルとなっております。

以上が都市機能の基本的な問題としての人口の推移、道路面積、公園面積の三点について申し上げたのであります。この三点から考えましても、東京都は都市機能の基本的諸条件の絶対量が不足していることがわかると思っております。これらの諸条件の絶対量不足が、今や東京都を動脈硬化寸前に追い込んだのであります。このことは何人といえども否定することができないと思っております。

これに対して政府はいかなる抱負と施策があるのかといえますと、前四十国会の論議を通じて明らかにいたしましたことは、政府は首都問題については首都圏整備委員会が当たっておるのに新たに首都問題の調査機関設置の必要はないということであります。

首都圏整備法が昭和三十一年に成立し、首都圏整備委員会が発足して十数年になりますが、東京都に対していかなる実績を残し、また、いかなる計画を持っているのかと申しますと、首都圏整備委員会は昭和三十一年に昭和三十三年を当初として昭和四十一年に至る首都圏整備の白書を発表しております。これによりまして、首都圏整備計画の前提条件である人口増加と交通問題の見通しについて見ますと、人口

計画目標として昭和五十年の市街地適正人口千六百六十万人、衛星都市の新定着人口二百七十万人となっており、す。しかし、すでに本年度において東京だけで一千万人を突破しておるのであり、交通量につきましても、都内国鉄八路線、私鉄十五路線について、昭和四十一年の既成市街地路線別交通需要の推定と実績の比較として最も混雑する一時間の最大通過人員表を発表していますが、これも現在全路線とも四十一年推定交通量を三〇％前後も上回っており、このように首都整備計画の基本となる条件の見通しが、大幅に狂っています。このことは東京都への激しい人口集中で計画の根底がゆらいでしまったと見るべきであります。

首都圏整備委員会は単なる調査会ではなく、行政委員会であり、当然現状計画に引きずられて、せいぜい現状の改良計画にとどまらざるを得ないのであります。その実例として、東京都の過度人口集中の防止のため、昭和三十四年、首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律を制定いたしました。また、昭和三十六年には、学園都市建設構想の試案を発表したり、あるいは官庁都市建設の試案を発表してあります。前に申し上げましたように、東京都の将来の見通しに根本的な狂いのある上に、東京都の現態をそのままとしてわずかにその一部の脳溢血的部分を周辺都市に滴血しようという改良主義計画程度を出ることができないものであります。

以上が、本法案の提案理由の説明であります。

次に、本法案の内容について申し上げます。東京都の都市機能が麻痺している現在、わが国の政治、経済、文化、教育の中心にふさわしい首都を建設するため、これに関する重要事項を検討するの目的として内閣に調査会を設置する。この調査会は二カ年以内に結論を得て、調査審議事項を内閣を通じて国会に報告すること。

調査会は関係大臣、国会議員、学識経験者等五十名をもって組織し、会長は総理大臣が当たること。調査会の事務処理のため事務局を置くこととし、所要の事務局員を置くこと、などが主たる骨子であります。

東京都が各般にわたり行き詰まり、今後さらに人口が増加せんとする現状にかんがみて、この根本対策樹立のために、本法案をすみやかに御審議の上、御可決あらん事をお願いいたします。本法案の提案理由及び内容の説明を終わることといたします。

○委員長(村山道雄君) 法案の自後の審査は、都合によりこれを後日に譲ります。

○委員長(村山道雄君) 特別職の職員に給与に関する法律の一部を改正する

法律案を議題といたします。

本案については、すでに提案理由の説明を聴取いたしておりますので、これより質疑に入ります。政府側より、渡邊公正取引委員会委員長、澄田主計局長、平井主計局長と議員、小沼公正取引委員会事務局局長が出席いたしております。質疑のある方は、順次御発言を願います。

○鶴岡哲夫君 ます初めに、これは大蔵省のほうにお尋ねすることになろうと思ふのですけれども、公取委員長の給与は、設立以来二十七年まで国務大臣と同じ同額であつて、それ以後は、三十三年まで官房長官と同じ同額のものになり、三十三年から現在まで、今度は、政務次官と同じ同額の給与になつてゐる。こういうふうな、相対的に著しく低下して来たといふこと、三段階にわたつて低下してきてゐるわけですね。相対的に著しく低下したといふ理由が、一体どういふところにあるか、それをお尋ねいたします。

○政府委員(平井通郎君) ただいま公正取引委員長についての御質問でございますが、一般的に申し上げますと、公正取引委員会のほかに、土地調整委員会とかあるいは文化財保護委員会とか、あるいは審議会といつたものでは、地方財政審議会といふものもあるわけでありまして、これらにつきましても、一般的に性格として、委員会の委員長なりあるいは委員といふものと、先ほど御指摘になつた国務大臣なりあるいは官房長官等との比較をどのように考へるかといふ問題は、いろいろな言い方があるわけでありまして、私どもの感じをいましては、そういう方々が下がつたと申しますよりは、むしろ

国務大臣なりあるいは官房長官の地位といふものを、さらに高く見るべきであるといふ考え方が、その当時にあつたであらうと思ふわけでございます。ただその場合に、各種の委員会といふものを、同等に取り扱うべきかどうかという議論もあつたのでありますが、実際問題として、なかなかその間に差をつけるということになりますと、それぞれのお立場において、議論もあるという状態でありましたので、やむを得ず、一応一律に、そういう形の段階を経たといふこととさせていただきます。

○鶴岡哲夫君 ちよつとばかり私の伺つてゐる点と、ずれてゐるように思ふのですけれどもね。国務大臣の地位は上がった、あるいは官房長官の地位は上がったとおしやるのだけれども、しかし今度は、ほとんど国務大臣と同額ぐらいのところへ持つていかれるのです。ですから、そういうことから見ましてですね、今回評価し直されるわけでしょう。そういうことから見て、この十五年間の間に、国務大臣と同額であつたものが、官房長官のところに落ちて、さらにまた政務次官のところに落ちて、これは一体どういふ理由か、こういうことなんですね。

○政府委員(平井通郎君) ランクのいへば、確かにそういう形が出て参るわけでございますが、数次の給与改正にあたつて、それぞれ各委員会の委員長なりあるいは国務大臣なり政務次官の給与改定を行つたわけでございます。その場合において、上げ幅をどうするかといふ形で問題が処理されたわけでございます。むしろそういう方々の方々の給与の引き上げの幅よりは、国務大臣あるいは政務次官の給与の上

げ幅を大きくすることによつて、結果的に見てそういうランクの変更が行なわれたといふことにならうかと思ふわけでございます。まあ、落としたいというよりも、国務大臣なりあるいは政務次官の地位を高く評価したいというように考え方になつてゐるわけでございます。

○鶴岡哲夫君 それでは今回その地位を高く評価した。政務次官よりも、官房長官よりも高くなつた。その理由は一体どういふところにあるのですか。

○政府委員(澄田智君) 過去の経緯は、前から給与課長がやつておりましたので、給与課長のほうからお答え申し上げますが、今回のあれについては私のほうからお答え申し上げます。

先ほど申し上げましたように、従来、特別職の給与につきましては、そのときのいろいろな考慮といふものがあるわけでございます。ことに各種委員会といふようなものの相互の間の格づけと申しますか、委員長の給与、取り扱ひといふようなものについて、必ずしも明確な判断もできないような情勢で、一応一律に、というふうなこともありました。上げ幅が少なかつた。先ほどから例があつておりますが、国務大臣や政務次官の上げ幅よりも上げ幅が少なかつた、こういうようなことがあつたわけでございますが、最近、これは必ずしも今急にといふことではないわけでございますが、逐次数年来、公正取引委員会の委員長の職務と責任といふものが重大になつてきつた。ことに貿易の自由化等によりまして、国内産業の振興といふ見地と公正取引委員会の使命といふものとの調和といふようなことから、ますますその重要性が高まつてきてゐる、こういう

客観的情勢もあったり、まあたまたま委員長も交代されたというよりな、そういう時期もたまたま三月にあったわわけではありますが、まあこういうような形において、現行の給与では、そのポストにふさわしいりっぱな委員長を一般的に申して求めにくいという情勢が出てきているということで、とりあえず委員長の給与を改定するということにしたのが、今度の改正の趣旨でございます。十四万から十八万に引き上げた、こういうことになってございませう。

○鶴岡哲夫君　どうも少しばかり納得しにくい点があるのですが、どうも國務大臣もだんだん評価を高くして、官房長官も高くなつて、政務次官が高くなる。そして相対的に公取委員長のやつは著しく低下してきた。ところが、今回一挙に一飛びに官房長官よりも高い評価をする。それが今お話の貿易目

由化だというお話ですが、数年来そういうことがあったでしょう、話も。一体そういうことなのかどうなのか、どうも疑問に思ふのですけれどもね。それじゃこれはどうですか。三十五年だって三十六年だって上げる機会があったわけですね。しかもそのころから貿易自由化というのは非常にやかましくなっておりますし、實際問題として、公取委員会の仕事というものも非常にふえてきている、激増している。だからそういう機会にあれをお考えになったほうがよかつたのじゃないでしょうか。何か人が得がたくなつたからというふうなお話ですけれども、何かそういう話は妥当性を欠くような話になると思いますしね、ですから私釈然としないわけです。それであの当

時、ことしの二月ですか、新聞等が報道いたしましたして私ども非常に不快な感じを持ったわけですよ。それは前の公取委員長、これが昨年の七月か何かで任期に來た、それを延ばして、ことしまで持ってきた。それで前の委員長がやめる前から、またやめるにあたつても公取委員長としての給与について種々見解を漏らしておられたわけなんです。ところが、それはついにはつきりしない。であと現委員長、これは大蔵省出身です、大蔵省出身の現委員長が住宅公団からお見えになるとわかると同時に上げた、こういうようなことなんです。ですからそういう話ではどうも私どもとしては釈然としにくい、私はそれがほんとうじゃないかという氣ずらすわけですね、新聞の言い方がですね。どうも釈然としないですね。そこら辺をひとつ御説明をいただきたいんですがね。

であつた、そういう御批判もあらうかと思ひますが、今回こういうことになりました、たまたま委員長が交代されるというそういう時期であつたため、今御質問のようなそういう疑念を持たれるようなあれになつたことは、時期が悪かつた、こういうこともあらうかと思ひますが、決してそこに今申し上げてゐる以外のあれはないわけでございます。なお、ちなみにこういうことはなほだ蛇足でございまして、委員会で申し上げることでないかとも思ひますが、前の佐藤委員長もかつて大蔵省に長くおられた方でありまして、その後いろいろなポストを繼られたわけでありまして、今御質問のような意味のことは全然ございません。

○鶴岡哲夫君　どうも僕はその点が釈然としなれません。ですから、これは一ぺん大蔵大臣をこの次呼んで、こ

る。失礼千万じゃないかと私は思うのです。前の委員長に対し、あるいは公取委員会そのものに対して失礼千万じゃないかと私は思う。だから今のお話は、ちょっとそれはそれとしてすなわちおにどうもそのまま受け取りがたいわけです。ですからこれはあとの問題として残したいと思うのであります。

次にお尋ねいたしますが、この公取委員会の委員並びに職員というものは、本来民間からできるだけ来てもらうという趣旨じゃなかったかと思うのですが、それはいかがですか。

○政府委員(平井總郎君) 職員に関する限り、特に民間から多くをとるということはないようでございます。また、委員につきましても、特に民間からというようなことがあったということとは承知いたしております。

○鶴岡西夫君 事務局長が見えておられると思うのですが……。これは発足

た方は、その各省もお忙しいので引き揚げられるごとに内部から上がっていくという形になってきていると思います。

それから委員につきましては――逆になりましたけれども、委員につきましては、当初、民間から、官界出身の方、いろいろありまして、必ずしも民間出身に限るということではございません。法律では学識経験者をもつて充てるというようになっておるものであり、必ずしも民間出身者でなければならぬということにはなっておりません。

○鶴岡哲夫君　今の四人の委員は、鈴木さんという方が大蔵ですね。それから高坂さんという方、これは通産、それから石井さんというのが法務省、それから佐久間さんというのは、これはどこですか。

○政府委員（小沼亨君）　もともと日本

の点を聞きたいと思うんですね。どうも釈然としない。それは公取委員会の仕事が必要になった、あるいは仕事がついてきた、それはわかりますが、しかし、重要さの程度においてはこれは一貫して変わらないと思うんです。ただ仕事が非常にふえてきたということでは言えると思いますからね、ですが、それは三十五年あたりからもうはつきり言えるわけですからね、三十六年、三十七年と、これははつきり言えることなんです。しかも前の公取委員長はやめるにあたって始終そういう意見を漏らしておられるということはわれわれの耳にも入っておる。それがそのときには実を結ばない。そしてやめたときに、新しく住宅公団の副総裁が見えるというとなんに大きく評価がえをす

○政府委員（小沼亨君） 公正取引委員会は終戦後でできた官庁でございます。その意味で発足当初、一般職員につきましても、外地から引き揚げられました民間出身の方、各省から出向の形で見えた一般職員ということで、必ずしも大部分を民間からとるという方針ではなかったのではないかと思います。そうしまして現在までそういった一般の職員がずっと引き続いておるわけでございます。各省から出向され

銀行出身の方でございまして、最後に、公正取引委員会に見えます前には、日本不動産銀行常務取締役、民間出身の方であります。

○鶴岡哲夫君　委員長は今のお話のように、大きく評価がえをいたしましたので、十四万から十八万と、こうなるわけです。その場合に、委員との関係ですね。委員は、過去の経緯から見ますという、相当著しく相対的に低下しているということではないと思うのですが、それにいたしましたもやはり低下していると思うのです。その場合に、民間から来られた方はお困りじゃないかという気もするのです。それだけではなくして、委員長と委員との間の均衡という問題もあると思うのです。均衡は、今回は大きく変わるわけ

です。さて変わったあと、委員の問題についてはどうなさるんですかね。

○政府委員(豊田智君) ただいまの御質問、お答え申し上げます。

現在、御存じのとおり、委員は十万八千円ということになっております。したがって、今回の改正によりまして、委員長の俸給は十八万ということになります。その間の差額というものは、問題は当然あるわけでございます。委員長の職務が非常に重要性を加える、多忙になるというのと同時に、委員も当然そういうことがあるわけでございます。今回はとりあえず委員長の俸給の改定ということだけになったわけでありまして、特別職の職員全般の給与について、そのほかにもいろいろ再検討を要するということになって、その一環として当然検討をしなければならぬ、かように考えております。

○鶴岡哲夫君 次に御尋ねをいたしたものは、私の印象として、これはここで具体的に出ております公取委員長の評価というものが、この給与によって現われておりますように、設立当初から三段階にわたって低下する、それははなはだしく低下する。今回思い切って評価がえをなさって、一挙に引き上げるということになったわけですが、こういうことが、公取委員会の組織あるいはその内部におけるところの定員関係、同じようなことになっているのじゃないかという私は印象を持っております。はたしておかれるといいますが、あるいは冷たい目で見られるといいますが、そういう状態に置かれておったのじゃないかという感じを持つわけですが、端的に申しまして、公取委員会が

地方事務所を持つことができるようになっております。ところが、地方事務所組織を見てもみますと、名古屋と大阪と福岡にあるのです。これは設立当初の昭和二十二年当時においてはあつたもので、このころにはあつたけれども、今日、こういう組織の置き方というのはこれは奇妙な配置である。中国、四国、北海道なり、北、北海道の方面にもいろいろ問題がある。また、消費者保護の立場からい

ては足りないのではないかと、このころにはあつたけれども、今日、こういう組織の置き方というのはこれは奇妙な配置である。中国、四国、北海道なり、北、北海道の方面にもいろいろ問題がある。また、消費者保護の立場からい

ては足りないのではないかと、このころにはあつたけれども、今日、こういう組織の置き方というのはこれは奇妙な配置である。中国、四国、北海道なり、北、北海道の方面にもいろいろ問題がある。また、消費者保護の立場からい

○政府委員(小沼孝君) 当初発足しましたときの具体的なきめ方はちよつとお答えしかねますが、おそろしく独禁法というものは経済関係の規制の法律でございます。大阪、名古屋、福岡といたつたような経済活動の非常に大きい所に設けられたのじゃないかと考えておるわけでございます。その後だんだん公取の業務も、下請代金支払遅延防止法等の発足に伴いまして、かなり東北、北海道の方面にもいろいろ問題がある。また、消費者保護の立場からい

ては足りないのではないかと、このころにはあつたけれども、今日、こういう組織の置き方というのはこれは奇妙な配置である。中国、四国、北海道なり、北、北海道の方面にもいろいろ問題がある。また、消費者保護の立場からい

ては足りないのではないかと、このころにはあつたけれども、今日、こういう組織の置き方というのはこれは奇妙な配置である。中国、四国、北海道なり、北、北海道の方面にもいろいろ問題がある。また、消費者保護の立場からい

まして、北のほうの問題も旅費等を活用することによって処理する、どうしなくてもこれで処理し切れないということになります。さらに新しい要求として、行政管理局なり大蔵省に折衝したいというふうに考えております。

○鶴岡哲夫君 国民消費者の立場から申しまして、あるいはまた、昭和二十三年ごろ名古屋、大阪、福岡、これはわが国です。しかし、当然引き続いてあるいは北海道なりあるいは仙台なんという所に設けるべき性質のものだったと思ふんですね。それにまあ特に昨

年あたりから今お話しのように、下請の代金支払いの延期の防止法、これなんかいいですね。また、昨年できました不当景品、不当表示防止法ですね、こういう問題からいいますと、これは何かかと思ふんですね。私はそういうものが、公取委員会のこれは委員長の給与の中にはつきり現われていると思ふんですね。年々ほりつておかれたと言つてもいいと思ふんです。これは、そうして今回まあ大きく評価がえするわけですが、公取委員長だけ評価がえしたってだめだ。それが必要だけれども、もっとこういう組織の問題について、もうやり政府としては考えなければならぬ。また、行政委員会としての公取委員会としては、これは積極的に考えていかなければならぬ問題ではないかと思ふんですね。これは業者の間においても、消費者の間においても、非常に私は不便を生じておると思ふんです。昨年あたりは北海道庁としても設けるべきだという決議までしているじゃないですか。仙台でも同じ

ような動きがはつきり出てきておる。通産省の通商産業局だつてそういう動きをしておられるわけですね。これをほりつておかれるというのはいくらも私は解せないのです。大蔵省の見解をひとつ聞きたいと思ふのです。これは行政管理局かもしません。

○政府委員(豊田智君) 直接私どもの担当でございますので、的確にお答えいたしたかねるわけですが、確かに先ほど委員長の給与の問題で申し上げましたような一般的な情勢のほかに、今お示しのようなこともございまして、公正取引委員会の地方の充実ということも必要なことだと、そういうふうに考えております。今まで臨時という御要望があり、まあ検討も行なわれたかと思ひますが、一般の行政官庁の機構の拡張等に対して、これを最

小限度にとどめるといふようなほうの別の要請等の関係で、今日までこういうふうなことになるまで来ておると、こういうふうに思ひます。

これからのことでございますが、今事務局長のほうからお話しになりましたように、これから情勢を見て、また今後の機会に検討をすべきことである、こういうふうな信じております。

○鶴岡哲夫君 こういう点はどうもこれはやはり、こういう評価がえをされるに至つたわけですけれども、これは一昨年来の問題でもありましよう。今回の評価がえをされるという場合に、そういう地方事務所の問題についても考慮を払わないといふことになりまうと、いかにも独禁法なりそういうものに對する配慮が足りない。何といふ保護の機能に對する配慮が非常に欠

るいは人員の問題、機構の問題、そういったものの全般にわたりました。そういった空気があったのではないか、こういうふうな印象を持っております。しかし、最近の経済情勢を見て参りますと、公正取引委員会の地位を、もっとと強い高いものにしなければならぬ。それはひとり委員長だけの問題でございませぬし、委員の問題であり、事務局の問題であるということも私も全然同感でございします。したがしまして、もう遺憾ながら本年度につきましては予算も一応、ある程度といえますか、予算も一部きまつたわけでありまして、すぐにどうこうという、私自身の気持といたしましては、どの程度のものといった点についてははっきりした気持もきまりませぬし、したがしまして、ここでもってすぐに追加予算とか予備費といったような問題はちよつと無理だと思ひますが、しかし、今お話のような点は十分考慮して、今後の事務局の強化あるいは委員の地位の向上、そういったものにつきては、政府のほうに配慮してもらひ、公取としては十分主張をするということでしたしたいと考えております。

○鶴岡哲夫君 委員長の今のお考え賛成です。ぜひそういう意味で今後の努力を要望しておきます。

次に、少しこまかくなりますが、これは事務局長の御答弁をいただきたいのですが、先ほど、事務局長の御答弁の中にありましたように、戦後できました官庁において、よくありがちなといえますか、共通したことでありますけれども、大体、その当時入られた方々の大部分というのが四十才をこしているか、あるいは四十才前後に

なっている。私は、この組織を見て感じますことは、四等級、五等級というところが非常に詰まっておるのではないかと感じを持つわけですが、五等級の人でやめられる人が多いというふうに聞くのですが、確かに、そういう点はあるだろうと思います。公取委員会としまして、各行政官庁と比較をなさったことがありますが、各行政官庁は、それぞれ、五等級、四等級のところが風通しをよくしてきておる、ここ四年ぐらい前から。私が見ますと、公取委員会は、そういう配慮が足りないように思われます。公取委員会としては、各行政官庁と違って、行政委員会、どちらかというと、俗に頭でっかちといふことになりがちなんです。それが、それでいいと思ふのも、頭でっかちであっていいというのに比べて、どうも、そういう配慮が行なわれていないのではないかと気がするわけです。ですから、各行政官庁等と比較させて、そういう検討をしておられるかどうか。それをひとつ事務局長に伺います。

○政府委員(小沼亨君) 直接各省の、こういった四等級、五等級との比較を検討したことはございませんが、毎年、人事院に對しましては、級別定数の改訂要求というのがございます。少しでもよくするように、人事院との交渉は続けて参っております。どちらかといいますと、御指摘のように、公正取引委員会とか、そういう系統の官庁というのは、こういう四等級、五等級につかえてくるという傾向はあるように聞いておりますが、正式なポストとして認められない場合には、特別

に個々人について、相当長い年限を四等級なり五等級におけるといふことで、人事院に個別申請をして、俸給を上げてもらうというふうな方法も講じております。また、本年度も人事院との折衝がございますので、御指摘のような点につきましては、十分公取としての立場を主張したいと思っております。直接に個々の官庁と比較したことはございません。

○鶴岡哲夫君 これは私は、仕事の内容は、はつきり詳細にはわからないのですけれども、たとえば、五等級の人を係長、これは審査官にもすると、審査官という制度を新しく設けられてもい。これは四等級だとかいうふうな制度にされてもよからうと思ふし、あるいは審査官といふのは、私は、もっと高く評価すべきじゃないかというふうに思っています。これは、特許庁に審査官あるいは審査官といふのがあります。公取委員会の審査官といふものは、やはりもっと高く評価しなければ、弁護士なり、あるいは検察官の経験を持った者が入らなければならぬといふことが法律上にも規定してあるわけ

で、これは評価すべきじゃないかと思ふのです。ところが、どうもそうでもないようです。ですから四等、五等という問題について、ぜひひとつ研究なすつて、これは各行政官庁に比べて、非常に風通しが悪いようでございます。是正方をひとつ要望しておきます。

○政府委員(小沼亨君) そういふ点につきましては、われわれの中の職員組合のほうからも、いろいろ要求がございまして、もっと悪かったものでございまして、少しずつ早めるという方針でやっております。御指摘の点もございまして、宮内庁その他等と比べまして、十分検討したいと思っております。

○鶴岡哲夫君 それからこの審判官といふもの、これは公取委員会の大部分の仕事といふものは非常に行政官庁と違ひですね。場合によれば帳簿の押収をしなければならぬ。捜査もしなければならぬ。それから裁判の第一審の判決に該当するわけですね。そういう意味で、特許庁の審判官あるいは審査官より、まだ仕事としては非常に明確な仕事になっているのです。そういふ場合に調整額なんというの、お考えになったことはないのですか。特許庁

の場合は、審判官、審査官といふのは、調整手当を考えている。これは立ち入り検査をしなければならぬし、押収しなければならぬという、しかも裁判の第一審に該当するといふような仕事をやるわけですね。その場合に、普通の行政官庁と同じような処遇の仕方では、どうも解せないところがあるのです。ですから、調整額を考えると、かような検討をなさったことがあるのかどうか、お伺いいたします。

○政府委員(小沼亨君) 捜査費といふんです。そういうものが要るのではありませんか。ということで、検討したこともございまして、一つの委員会の事務局の中に、一般的な許可事務を扱う経済部とか、官房とか、審査部、こうなっておりますので、独立した審査だけの官庁でないといふことで、審査部だけにそういうものを設けるということもなかなかむずかしいのでござい

ますので、旅費等につきまして、できただけ審査官が出て行つて捜査するといふ場合には、日程その他で十分やれるようにする必要があるので、じやないか。これも、従来非常に旅費が不如意でございまして、本年度は、かなり公取としては大幅に増加してしまいましたので、この旅費等を活用することによりまして、そういった面の不足を補つていきたいと考えているのでござい

ます。○鶴岡哲夫君 公取委員会全体として、仕事の面について、はつきり私も理解のつかない面もあるのですけれども、特許庁なんかと比べた場合に、どうも片手落ちな感じがします。普通の行政官庁と相当違ひように思ひます。それから許可認可の場合においてもその

ような気がしますがね。ですから何かそういうようなこともお考えになつてしかるべきじゃないか。これは非常に職員数も少ない数ですから、わずか、公取委員会といふのは二百五十人しかいらつしやらない。したがつて、こういうものはほうつておくといつてもほうつておかれる。人事院はそういうところに配慮ありません。人員が少ないですから。そういう意味では、公取自体がいろいろ配慮して処理していかないと、何か特許庁との間にもいろいろなアンバランスがあるように思ひます。善処方を要望しておきます。

○政府委員(渡邊喜久彦君) いろいろ有益な御示唆をいただきました。私、先ほど申しましたように、まだ現在ずつとうちの仕事を見ている段階でございまして、お話のように、まあ第一審裁判的な役割、檢察的な役割、同時にまた、行政事務的な役割、その三つをまた適当に調和措置しながらやつていくといふところに公取委員会の特色があるわけですから、それぞれの仕事を受けて持っている人は、それなりにその仕事にやはり没頭しなければならぬという関係にあるわけであり

ます。従来事務局としましては、おそろく相当の努力をしたんだと思ひますが、十分そうした趣旨の關係が職員の待遇の上において、あるいは人員、機構の上において主張はしても、その主張が通らないままでは終つていたんじゃないかといふような感じがいたします。それはやはり結局われわれがもっとほんとうに勉強して本質をつかんで、こうでなければならぬという論拠を十分固めて、そして關係の方々を御理解を願うといふ必要が当然あるんじゃない

と思います。○鶴岡哲夫君 公取委員会全体として、仕事の面について、はつきり私も理解のつかない面もあるのですけれども、特許庁なんかと比べた場合に、どうも片手落ちな感じがします。普通の行政官庁と相当違ひように思ひます。それから許可認可の場合においてもその

か、そのように了解して、いろいろ伺いました点につきまして、私もかなり同感の点もございますし、今後とも検討しまして、おそくとも来年度予算にはそうした姿をできるだけ現わすような努力をして参りたい、かように考えております。

○篠田哲夫君 私の質問は、きょうはこれで終わります。

○委員長(村山道雄君) 速記をとめて。

○委員長(村山道雄君) 速記をつけ。

○委員長(村山道雄君) 速記をつけ。

○委員長(村山道雄君) 速記をつけ。

○委員長(村山道雄君) 速記をつけ。

○委員長(村山道雄君) 速記をつけ。

○委員長(村山道雄君) 速記をつけ。

○委員長(村山道雄君) 速記をつけ。

○委員長(村山道雄君) 速記をつけ。

○委員長(村山道雄君) 速記をつけ。

○委員長(村山道雄君) 速記をつけ。

○委員長(村山道雄君) 速記をつけ。

○委員長(村山道雄君) 速記をつけ。

○委員長(村山道雄君) 速記をつけ。

○委員長(村山道雄君) 速記をつけ。

○委員長(村山道雄君) 速記をつけ。

の一部を改正する法律案を議題とし、前回に引き続きこれより質疑を行ないます。ただいま大塚議員局長が出席いたしております。質疑のある方は、順次御発言を願います。

○山本伊三郎君 きょうは総裁来るのですか。

○政府委員(大塚基弘君) 参ると思ひます。

○山本伊三郎君 現在まで国家公務員法第百三条によつて、私企業からの隔離の項があるのですが、こういう法律案を出して国会に報告するということですが、その点人事院としてはどうな

りますか、これによつて相当効果がありますか。

○政府委員(大塚基弘君) 私どもとい

たしましては、百三条二項、三項の運用は、やはり適正に公正に行なつてお

ると思ひますので、国会に報告する

ように改めたことによつて、特別審査の基準を改めて厳重にする等

のことはさしあつて考えております。しかし、問題は個別審査でござい

まして、いろいろな事情を審査をして承認、不承認をきめておりますので、

なお、手続上の問題その他については、御提案の法案が通りました段階にお

きましては、私どもとしてはもちろん再考いたすつもりでありますが、しか

し、今までの運用が不適正であつたといふふうには考えておりませんので、

その限りにおいて、たとえば件数が著しく減るだらうあるいは不承認の件数

がまたふえるだらうといふふうなことはちよつと予想できないと思つてお

ります。問題はしかし、国会及び世論といひますか、いわゆるジャーナリズム

のような面でもとかくの批判が最近ふ

えておりますので、この点に関しましては、それらの高級公務員の方がやめられて民間の営利企業に就職される場合のあつせん等がしばしば各省庁の任命権者あるいはそれらやめられた方々の先輩等によつてなされていくと承知しておりますので、その辺のところ

に、何と申しますか、多少の考え方の変化があるかもしれないといふふうに今のところは想像しております。

○山本伊三郎君 従来、この第百三条の規定に抵触して民間企業に天下りしていかれたという場合に、罰則をもつて、それをやめた人に対して罰則を適用したといふようなことあるのですか。

○政府委員(大塚基弘君) 在来は一件もございせん。

○山本伊三郎君 提案者の代表者の委員長見えましたから委員長にひとつ質問をしたいと思います。趣旨はもとに私けつこうだと思つております。ただ

こういう法律を出されて、いろいろと衆議院のほうの審議状態はどうかというところをお聞きしたのですが、

衆議院のほうではいよいよ三党共同提案であるので、この法案を出す前に

その点については問題はないかと

いうことを聞いておるのですが、そのとおりですか。

○衆議院議員(永山忠則君) この法案

に対しては、各派一致いたしまして意見が統一をして提案いたしました次第でござい

ますので、経過的に申し上げま

すれば、社会党のほうから提案がござ

いまして、それに対して各党協議いた

しましたところ、非常にけっこうな趣

旨であるといふことで共同提案にいた

した次第であります。

○山本伊三郎君 人事院のほうにお尋

ねいたします。まあ今いろいろ問題になつておりますが、現在出されておる国家公務員法の改正案ですね、ILOに關係したやつですが、その場合、この国会報告の義務は、新しいい

人事局というか、そういうところに移るのですか。今ちよつと調べておるのですか。

○政府委員(大塚基弘君) 現在提案されておりますILO八十七号の批准に

關連した法案の中で、何条かは私今記憶がございせんが、当然あの法案が

国会を通りますと、施行が十月一日かの施行といふことになつておると思

いますので、ただいまこゝで御審議いた

だいておる法案が通りましますと、来年の一月一日には本年度の承認分の報告を

いたすことになりますので、そのとき

には、八十七号關連法案としての改正法案が通つた場合には、人事局が報告

することになるわけでありま

○山本伊三郎君 まあ将来の問題です

から、法律案の取り扱いにいろいろ問題があつてやつておるのですから、その

点は深く追及はしませんが、せつかくこの法律が三党共同議員提案でなされ

たやつをうまく運用してもらわなければ、ただ有名無実といふことになりま

すので、この点につきましては、将来の問題は一応抜きにして、ひとつ十分

配慮して、人事院としては扱つていた

だきたい。この点について総裁の御意見をひとつお聞きしたい。

○政府委員(佐藤達夫君) 今回の法案

を返したように変わるというふうなふりにはこれは申し上げかねるのであります。前回も申し上げましたとお

りに、私どもとしては、今日までもやはり一応公正に誠実に運営して参つた

という立場でございまして、手

のひら返すようにいふことを申し上げるのは、それに矛盾することにな

りますけれども、しかし、何しろわれわれからいへば、こゝろ一つの大

なりしろだてができた、しかもこれは人事院の中立性というのに対しての

大きな援護であり、これを盛り上げて下さつておるといふ点において非常

に深い意義があるものと思ひます。その意味において、今後この運営につ

いて、一そう適正を期して参りたい、こゝろいふ所存であります。

○山本伊三郎君 實は残念ながら、い

ろいろの關係でこの法律案については十分調べてはおりません。しかし、内

容はきわめて単純なものですから、それに関連して、僕はしつちゅう人事

院に話をしておるのですが、この機会に寒冷地手当の問題ですね、人事院の

今の考え方をひとつお聞きしておきたいと思ふのです。と申しますのは、も

う昨年から再々——人事院総裁がかわられてからも二回ほど言つておるの

ですが、この寒冷地手当については非常に強い各地方からの要望もありま

す。国会は国会でいろいろ動きがあるやうですが、これは私は別の問題としていた

て、今どういふ程度に調査なり、あるいはその作業が進行しておるか、この点ちよつとお聞きしたいと思ふので

だと思ひますが、實際問題として、勸告は出たけれども、それをどうとるかとかぬかということは、これは政府のやはり考え方で左右されるわけで、それを私ども国会の問題として追及してきたのですが、勸告以前に私はやはり制肘を受けているのではないかという気分でおつたのですが、こういう場所で、そういうことがあるということでは、おそらく人事院総裁は言えないと思ひます。その点は、私は一応了承しておきます。

人事院ができた経緯というものは、われわれは当時国会におりませんが、それを受ける側に立って見ておたのですが、人事院ができたときに、われわれは反対の立場におたけれども、相当期待をかけておたことも事実なのです。ということは、公務員なるがためにいわゆる争議権もない、いろいろな制制を受けている。ただ一つ公正な人事ということで、人事院がある限り、内閣と対等の立場でこれは運用されるべきだと実は期待しておた。ところが、その後、何年かたつと、だんだん人事院は政府の隷属機関のごとく見られてきた。こういうところに、私將來を展望して非常に問題があるのではないかと思いますが、これは今問題になっているILO条約との関係の問題がありますから、あまりここで言うことは、かえって誤解されるから言いませんけれども、その点はひとつ人事院総裁としてやはり人事院の性格、また、その職責というものを十分考えてやっていた方がいいじゃないかと思う。総裁は、今そういう制制は受けないと言われますが、これは人事院だけでありません。対等の立場に立

つ、たとえ最も重要な国家公安委員会においても、やはりいろいろ過去の問題を取り上げてくると、政府のある程度の制肘を受けているような例があるわけです。問題は別でございますから触れませんが、そういう点について、十分ひとつ今後とも人事院としての權威と、それから法律に保障された権限を行使してもらいたい。勧告においてもそうだと思います。もう一回この点についてお聞きしたい。

○政府委員（佐藤達夫君）　たいへんな
まいきなことを申し上げますけれど

も、たまたま私自身この国家公務員法の立案に携わっております。この公務員法の理念というものもあるいは人事院の使命というものも、私自身として十分心得えているつもりでございます。私は、その当時から理念とされておったところのものあるいは人事院の使命とされておったところを今後とも法律の趣旨に従いまして、全力を尽くしてこれを遂行していきたい、こういう心がまえでおります。

○委員長(村山道雄君)　ちよつと速記をとめて。

○委員長(村山道雄君) 速記をつ

也。申實疑はありませぬ。也

に御発言がなければ、本案の質疑は終局したものと認め、これより討論に入ります。

御意見のある方は、賛否を明かにしてお述べを願います。――別に御意見がなければ、討論は終局したものと認め、これより採決に入ります。

本案全部の問題に供します。本案に賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(村山道雄君) 総員挙手と認めます。よつて本案は、全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本院規則第七十二条により、議長に提出する報告書の作成等につきましては、先例により委員長に御一任願います。

速記をとめて。

○委員長(村山道雄君) 速記をつけ

○委員長(村山道雄君) 恩給法等の一部を改正する法律案、旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法律等の一部を改正する法律案、以上、兩案を便宜一括して議題といたし

ます。両案については、すでに提案理由の説明を聴取いたしておりますので、これより質疑に入ります。政府側よりただいま八巻恩給局長、山本厚生省援護局長、平井主計局給与課長が出席いたしております。質疑のある方は、順次御発言を願います。

○小柳牧衛君　私は、旧軍人及び軍属等の処遇につきまして、漸次改善せられつつあることを多とするものであります。一段と改善することを要望する立場において、二、三お伺いしたいと思うのであります。

その第一は、戦後、海外に抑留された者に対する措置の問題であります。戦後、多数の軍人、軍属が相当長い期間にわたって海外に抑留されたことは、わが国においては初めての経験であります、この事実は、命令によって生じた公務員の特別の事情に関連す

るものでありますから、恩給処遇上において異例の措置を講ずべきであると思うのであります。抑留の期間が、地域によって多少の相違はありますが、抑留者は戦時に劣らぬ精神、肉体上の苦難をなめたのであります。特に自分の戦友あるいは同胞がそれぞれなつかしい郷里に帰り、あたたかい家庭に入ったというようなことを思い合はせまうということ、一段と苦痛の強いものがあると思うのであります。

よつて、この抑留期間を全部實在職年と認めるべきであると思うのでありますし、また、なお、その實在職年に対し相當の加算年を認めるのが至当であると思うのでありますが、これにつきまして政府の御所見を伺いたいと思います。

○政府委員(八巻淳之輔君) 御承知のとおり、海外抑留期間中の公務員につきましては、恩給法におきましては未帰還公務員と、こういうことにいたしました。これらの抑留期間中は、原則として在職期間と考えまして、その実在職年を見て、そうして普通恩給年限

に達しますれば、それを国から普通恩給を留守家族に給するといふような建前をとつております。さらに抑留期間中に対しまして、その抑留期間中の労苦を考へて増しをしてはどうかといふ御提案でございます。實を申し上げますと、日軍人に対する加算制度

の復活といふものを昭和三十六年の法律百三十九号で行なつたわけでございますけれども、あの際の措置は、旧軍人につきては、戦前すでに戦時加算をつけて恩給年限に達する、こういうものと、未裁定であつたもの等につきては、そういう措置ができておられます。

ないといふことの不均衡を考えまして、戦前に行なわれておった加算制度と全く同じものを未裁定者についても行なうという趣旨でございます。したがいまして、今回そうした抑留期間についても割増しをするというような制度につきましましては、過去の恩給法の実情では全然考えておらなかったのでございますし、また、事の性質上、戦後の問題にもなるわけでございます。お話のとおり、抑留期間中のその御苦労

というものは、それは正当なる勤務の土台の上に行なわれたものではないにいたしましたが、御同情にたえないという点はよくわかるのでございますけれども、新しい加算制度を創設するということにもなりますし、また、その海外抑留者の数も相当膨大なもので

ございまして、どの程度のものをやるか。また、どのような場所のものをやるかというような技術的な問題。また、それによって財政負担がどういふふうになるかということも究明しなければなりませんので、そういうことを、諸般の事情をよく勘案いたしましたし

て、今後十分検討して参りたいと考え
ている次第でございます。

○小柳牧衛君　ただいま抑留者の措置
について御理解のある御答弁を得たの
であります。ただ加算等の問題につ
きまして、實際法制上の立場から考え
ますと、これは特別のものを断
つて、今後十分検討して参りたいと考
えている次第でございます。

設することになりますので、恩給制度の体制から、また、立法技術から見まして困難であるとお考えになつてゐるようでありますが、これは一応さうにも考えられますけれども、その抑留当時行なわれた加算のうち、適当な額を被抑留者の補償として認める

ことがまた妥当であると思われれるのであります。また、抑留地の加算につきましては、旧法の第三十八条のいわゆる不健康地または不健康職務加算を認めるのが一応もつとものように思われるのであります。それらの限度を十分お考えいただきまして、これらの問題については根本的に好意がある、御理解があるようでありますから、引き続きまして、これらの趣旨の徹底するように御検討をいただきたいと思っております。

次に、この六十才未満の者に対する仮定俸給年額差別措置の撤廃のことについてお伺いしたいと思っております。恩給法には若年停止の規定があつて五十五才までは差し引かれることになっております。なお、その上に昭和三十三年の改正から、六十才未満の者に対し仮定俸給の引き上げを抑制しておるのであります。これは恩給法の趣旨としても遺憾とするものと思つておりますが、今回六十才未満の仮定俸給を一万二千円ベースから一万五千円ベースに引き上げることに改正されることになっておりますが、しかし、一方普通恩給の一般ベースが二万円であるということにはまだ及ばないのであります。これらの差別は残つておるわけでありまして、しかし、今回の改正は、完全撤廃に至る過渡的なものと解すべきものであると思われれるのであります。これらについての御所見を承りたいと思つております。また、こういうような立場に立ちまして、すみやかに六十才未満の者に対しまして二万円ベースとして、五十才以上の者には何ら差別をすべきではないと思つております。要するに、今

後仮定俸給のベースを引き上げる場合、六十才未満の者に対する差別措置を付けないことを強く要望いたします。政府の所信を承りたいと思つております。

○政府委員(八巻淳之輔君) 過去の恩給増額措置におきまして、遺族、傷病者、老齢者に重点を置くというふうな考えからいたしまして、六十才未満の若年者にはその増額分を遠慮していただくというふうな手法を講じたわけでございます。恩給法の本来の筋道から申しますと、御承知のとおり、若年停止は四十五才未満は全額停止、五十才未満は五割停止、五十五才未満は三割停止というふうな方法をとつております。したがって、恩給法の本来の筋道から申しますと、五十才以上であるのに六十才未満の人について満額を支給しないというところにございましては過渡的な措置であると思ふを得ないわけでありまして、したがって、だんだんと事情の移り変わりによりましてこの差別は撤廃していくということが本筋であらうと思つております。したがって、今回御提案申上げました一万二千円ベースから一万五千円ベースに引き上げる際のいわゆる昭和三十三年の百二十四号による増額措置における年の百十四号による二万円ベースあるいは二万四千円ベースなりの引き上げというものが行なわれまして、その差が非常に大きくなつて参りますので、まずその前の段階の制限は撤廃しなければならぬ、こういうふうに考えたのでございます。将来ともこれらの

過渡的な形態というものは漸次撤廃していくという方向で努力して参りたいと、こゝ思つております。

○小柳牧衛君 仮定俸給のベースについての御所見は、本問題を漸次改善せられる立場に立ちましてまことにけっこうなことと思つておりますが、この問題に関連いたしましたもう一つお伺いしたいことは、すなわち公務扶助料、傷病者の増加恩給のベースは、先ほどもお話があつたように一万四千円であるようでありまして、普通恩給のベースは二万円でありまして、これら公務扶助料をいたゞ遺族、傷病者の優遇の立場において考えるようになっていゝと思つておりますが、しかし、恩給のベースが二つあるというところからどうかと思つております。遺族、傷病者を優遇するということとは当然望ましいことであるが、この際さらに一般二万四千円ベースにすることが最も適切ではないかと思つておりますが、これにつきましても御所見を承りたいと思つております。

○政府委員(八巻淳之輔君) 昨年の法律改正、いわゆる昭和三十一年の百二十四号の法律によりまして、恩給の増額措置が行なわれたのであります。その際一般の恩給につきましては二万円ベース、遺族、傷病者につきましてはそれよりも一割二、三分増しのいわゆる二万四千円ベースというところに引き上げたのでございます。このことはもう御承知のとおり、遺族傷病者についてさらに優遇する、重点的に考えるということとで一歩前進させた措置でございます。恩給法の本来の姿から申しますれば、同一時期にやめた方の恩給の仮定俸給と申しますか、基礎俸給

が同じであるものにつきましては、やはりあくまでも同じであらうということが筋であらうと思つております。しかしながら、そこに遺族、傷病者に対してさらに優遇するという政策的な配慮が加えられて、あつた措置になつたわけでございます。将来その本筋を通した、恩給の技術的な技術論の筋に入るというところは、また別途検討するべきであらうと思つてございしますが、先ほど申し上げましたように、百十四号の際におきましては、あくまでもその政策的配慮が働いて、そうして遺族、傷病者について、一歩前進させたい、こういうことが言えるかと思つております。

○小柳牧衛君 最後に私は、在学徴集延期臨時特例についてのいわゆる学徒動員の問題について、関連してお伺いしたいと思つております。昭和十八年に戦争が非常に急迫を告げて参りましたので、いわゆる在学徴集延期臨時特例を出しまして、学徒動員というところに相なったのは御承知のとおりであります。これらの学生が祖国の急を救うために、学業をなげうって雄々しくいゝわゆる出陣したという光景は、今思い起こしてみてもえりを正さざるを得ないのであります。私も当時衆議院にありまして、そうして文教に関する委員に列しておりました。その際にある議員から、出陣したところの学徒がはたして適切な訓練に耐え、そして戻つたならば国軍の一員として活動できるかどうかという質問を、当時の陸軍軍務局長並びに海軍軍務局長に質問したのでございます。その際、両局長は口をそろえて、実に、戻つたならば日常の勤務に服して、そしてつゞきな国軍の一員として役立

つように訓練されておるから安心してもらいたい、こういう答弁があつたのであります。この答弁に基づきまして、衆議院にはこの出陣学徒に対して、全員一致をもって感謝の決議をし、さらに一そう激励するところがあつたのであります。これらの点を思い起こしますと、今日なおそれらの労苦に對して、また、功績に對して、思いをいたさなければならぬと思つてございします。事、志と違つて敗戦の憂き目にあつたのであります。それで、私はまず第一に、この特例によりまして動員したところの学生の総数はどれほどあつたのか、そしてまた、これらの学生が、戦死、戦病死は除きまして、再び自分の母校に歸つたものはどれほどあつたのか、さらにまた、そのうち従来の目的に従つて卒業したところの人がどれほどあつたのか、これらについて何かお取り調べになつたのがあつたら、お示しを願ひたいと思つております。これはその当時のわが国の国内の情勢に考えまして、きわめて重要なことであると思つております。そのお調べがありまして、概数でよろしゅうございしますからお示しを願ひたいと思つております。

○説明員(笠木三郎君) 学徒で徴集延期を停止されまして、直ちに兵役についた者の数、この総数につきましては、遺憾ながら現在資料がないわけでございます。ただそのほかにいわゆる軍務に服しませんで、勤勞動員という形で、いわゆる当時の国家総動員の体制に協力いたしました者の数は、概数がかつております。したがって、総数がはつきり判明いたしません

ので、それがどのような経路で復学者があつたか、そういふ点につきましても、材料が現在ない状態であり

○小柳牧衛君 私はあえて当局を糾弾する意味でもありませんが、あの祖国の重大な時期に、あれほどの決意を持って出陣した人の現状、その後の状況がわからぬということは、私は国として非常な手落ちであると思うのであります。あの当時の感謝決議というものは、実にどうも壮烈無比であつたと私は思つております。その中にあつた言葉を今も記憶しております。木枯しの吹いて落ちるイチョウの葉を踏み越え踏み越えて校門を後にして雄々しく出たその学生を、どうしても国の御用に立たしていただきたい、そういうような意味を含めてほんとうに国民的熱誠のもとに送つたのであります。そういうことを考えますれば、いかに終戦になつたといえども、その総数あるいはまた、そのほかどれほどが母校に帰つたか、その後の状況はどうであるかといふことは調べておくのが適切であると思はるべきであります。もし調べてなければ、あるいは材料ももうなくなつておるかもしれません。これらのことは急速にお調べいただきたい。そうして私がそういうことを申し上げますことは、戦死、戦病死については相当の処遇をしたと思うのであります。が、一たん学業を捨てて再び母校に歸らんとし、帰れない人もあつたでしょう。また、歸りましても予期どおり卒業することができない人もあつたでしょう。いわば、これを契機としまして一生を棒にしたところの人も相当多かつたろうと思ふのであります。

これらにつきまして、政府としてどういふふうにお考えになつておるのか、また、これに報いるところの道を考へておるのかどうか、これらについて御所見を承りたいと思ふのであります。

○政府委員(徳安實蔵君) ただいまの御質疑にごとにもっともでございます。して、生徒動員に対する前後の事情並びにその動向等がわからないはずはないじやないかと私自身も常識では考へるわけでありするが、ただいま文部省の答弁によりまして、詳しくわかつていないというふうな答弁のようでありするが、これは政府全体の責任でもございまして、よく相談いたしまして、手を尽くすだけ尽して、そうして、そうした数字もはっきりしたものはできないかもしれませんが、概算ですが、御報告できるように努力はいたします。

○小柳牧衛君 この出陣した生徒が再び母校に歸つたときに、文部当局はそれらの再入学についてどういふような便宜をはかり、取り計らいをしたのか。またさらに、自分の目的に従つて進学することについてどういふ措置をとつたのか、これも古い話でありますから、おわかりにならぬかもしれませんが、政府としては古くなつたからわからぬといふことは、国民に対しては、私は申しわけが立たぬじやないかと思ふのであります。その当時の状況をお伺いする次第であります。

○説明員(立木三郎君) 一たん軍務に服しまして、それが復学いたします場合の進学につきましては、特に昭和二十年から二十一年にかけては特例措置を講じたわけでありする。その内容のおもな点は、大体各学校の入学定員

の相当数を余裕を見まして、必要な資格を持つておる者につきましては、極力これを進学させ、これを受け入れる、こゝういふ措置を講じており、各学校あてに通知をしております。したがいまして、この臨時措置によりまして、復学いたしましたから、たとえば高等専門学校ないし大学へ進学を希望する者につきましては、ほぼその希望どおり入学させ得たといふふうに考へております。

○小柳牧衛君 これらのことは、今日のように日本が敗戦から立ち直つて復興しておる状況に考へまして、十分にその当時の状況をお調べになつて、そうしてもしこれに対して処遇上において施す道がありましたならば、考慮をしていただきたいと思ふのであります。幸い、今日は軍人軍属の処遇についても改善され、さらにまた、なお取り残されてゐるいろいろの国民に対して、まして、あたたかい政治をやるといふ時代になつておるのでありますから、たとへばいふ年数はたつたといひましても、自分の学業を捨てて、そうして祖国の危機におもむいたところのこれらの生徒に対しては、ほんとうに血の通つたところのあたたかい政治をやつていただかなければならぬと思ふのであります。まさにそれは時期である、おくれればおそれるけれども、今、時期であると思つております。これにつきまして重ねて政府の御所見を承りたいと思ひます。

○政府委員(山本淺太郎君) 生徒で出陣せられた方で、不幸戦死せられた方につきましては年金が支給されてゐることは御案内のとおりでございます。なお、先ほど文部省のほうからお話のありましたように、内地でいわゆる徴用の形で動員されました生徒につきましては、準軍属として遺族給年金が、なくなつた方には支給され、障害をせられた方につきましては障害年金が、従前は、こゝうした方々につきましては、普通の遺族年金の半額であつて、しかも五年間しか支給しない。しかも、両親に対する処遇といひましても、六十才以上でありましても、他に扶養家族があれば支給しない。それからまた、なくなつた場合及び障害の場合、いずれも、戦時災害、たとえば空襲といふような、そういう戦時災害が加わらなければだめだ。なれない手つきで遺族をいじつておつて、その遺族の機械に巻き込まれたといふのはだめだ、非常に冷たい法令であつたわけでございます。そういうことで、ただいま先生の御指摘になりましたやうな趣意から見ましても、非常に遺憾なことであり、緊急に是正する必要があるといふことで、本国会に、このやうな不合理を是正いたしまして、金額は半額にとめておりますが、自余の点につきましてはすべて軍人と同じやうな処遇をするといふことで、大幅の改善を見たわけでございますが、なお残された問題につきましては、私もいいたしましてよく事情はわかりますので、この上にも努力をいたしたいと思ひます。

○小柳牧衛君 いろいろ御厚情のある御答弁をいただきました喜んでおるものであります。が、重ねて申し上げます。これは国会として非常に重大な責任のある問題であると、私は痛感をしております。さらにまた、先ほどお話のあり

りました、いわゆる徴用の学生なり、あるいは勤労学生についても広くこれらの問題について、今日お考えをいただきます。そうしてほんとうに日本のあたたかい政治の形を現わしていただきたいと強くお願いをする次第であります。

○上原正吉君 私二、三お尋ねを申し上げたいのでございますが、まず第一は、いわゆる高級旧将校の号俸抑制措置についてでございます。昭和二十八年の軍人恩給の復活に際しまして、恩給法特例審議会の答申よりも一律四号俸引き下げられて、それが基準となりました。この一律四号俸引き下げといふのは、まことに過酷であり、かつ不合理きまゝなものだと思ふのであります。そして私どもとしては、当時とてい承服できないものと考えたわけでありする。そのゆゑか、昭和三十年の改正には尉官以下は全部は正されました。佐官が一号俸引き下げ、将官が二号俸引き下げられたまま、そのまゝ今日に及んでゐるわけでありする。昭和三十三年の大改正に際しまして、これはこのまま据え置かれた。とこの福永衆議院内閣委員長が、そのときに取り残された九つの問題、すなわち九項目について、ときの今松総務長官に、岸首相の面前で質問をして、善処すると今松長官が答へられた。すなわち、岸首相もそばでついておつたのですから、これはもう私は選挙の公約ではなくして、政府の公約だと思ふわけでありする。この九項の第三番目に、つまり重要さの三つ目に数えて、仮定俸給抑制の措置といふのが取り上げてあつたわけでございます。しかし、その後数次の改正が行なわれましたにか

ることによって、同じような職責にあり、同じ年数勤めた人の恩給が差異があるということとは、たとえ高級官吏であらうと下級官吏であらうと、道理にかなわないと思う次第であります。これはもう元軍人であつたから、高給とる人は恩給は少ない。文官であれば給料とおりの恩給がもらえる。このことは何としても承服しがたいと存じますので、これもぜひ御考慮の中に入れて善処していただきたいと思う次第でございます。その点、局長さん何か……。

○政府委員(八幡淳之輔君) 文武官の恩給のつまり基礎俸給というものの立て方が、過去の恩給秩序の中ではだいぶ違つておつたわけでございます。文官につきましても、退職時の俸給そのものが恩給の基礎になる、ところが軍人につきましても、在職中の俸給というものの、すなわち退職時の俸給、そのときにもらつておつた俸給というものは恩給の基礎にならずして、むしろそれより上回つた額というものを一律に、たとえば一つの階級の大尉なら大尉の階級の中で、若い人は下の俸給がございまして、年とつた方は上の俸給をもらう、何通りかの俸給を在職中にもらつてゐるわけでございますが、それが恩給としては、大尉は大尉一本としての恩給、これは在職中の俸給よりも高い俸給をきめてゐるわけですが、そういう立て方になつて恩給の基礎俸給がついております。したがいまして、文官の場合と武官の場合は、技術的に機械的に一致させるということはなかなかむずかしいわけでございます。したがいまして、大筋の議論としては、文武官そう隔たりのないようにという精神につきましては、お説のとおり

りだと思っております。しかしながら、あとの技術の問題につきましては、文官につきましましては戦後、つまり歴史的に過去から現在にわたって引き続いておりましてありますから、全体のそういう線の線における均衡というものを考えなければならぬ。また、武官につきましましては、一応終戦によって武官というものがなくなつて、過去のグループだけになつております。そこで武官につきましましては、別の仮定俸給体系というものが、将官から下士官、兵に至るまで、十四通りの俸給がきめられてゐるわけでございまして、御趣旨の点は十分わかりますので、そういう点につきましまして、もし非常な差がついてゐるということであれば改めなければならぬけれども、技術的に直接関連において比較するということとは、なかなかむずかしい問題があると思つております。

○上原正吉君　そうしますと、二十八年の旧軍人恩給復活に際しまして、四号俸引き下げられた。この四号俸引き下げない俸給というのは、仮定俸給でもありませんけれども、四号俸引き下げない俸給というのは、文官の俸給とは違つておつたということなんです。

○政府委員(八巻淳之輔君)　二十八年当時の文官の、過去の文官の置かれておつた号俸というものに一応スライドして、ベース・アップするための手法として当てはめて、そこで出発させたわけなんです。ですから、そこで一応武官の仮定俸給というものが、上下の秩序というものが一応成り立っている、こういうふうな考へてゐるわけです。

○上原正吉君　そうすると、その二十

八年の改正以前の、つまり終戦以前の恩給のベースは、軍人の場合、文官よりも慣習によつてか、あるいは法律によつてか、それは知りませんが、高かつた。それはわかりますけれども、二十八年の改正によつて、復活するときは、文官も武官も同じになつておつた。こう考へていいわけですね。

○政府委員(八巻淳之輔君)　二十八年当時の状態におきましては同一、こういうことでございまして。

○上原正吉君　そうすると、私の疑問と不満とは道理にかなうことになりまして、特にひとつ御考慮をわすれられなければならぬと、長官にもお願い申し上げておきます。

○下村定君　関連して。

ただいま上級将校の恩給、それから文官の格差という問題について御質問がありました。私は、実は御承知のとおり、旧軍人でおきまして、いわゆる将官の待遇を受けておりました。したがつて、こういう問題を私の口から申し上げることは非常に心苦しいのでございまして。先ほど上原先生がお話になりましたとおり、私は、自分の恩給が少なくても、それがほかの後進の方とか、そのほかいろいろな不運な境遇にある方に多く上げたいという切なる気持を持ち続けておるものでございまして。したがつて、高級将校からは、私の知つてゐる限り、自分たちの恩給を増してくれということはだれも申ししたことはいません。そういう意味におきまして、先ほどの上原先生の御質問は、私もとしては非常にありがたく感ずる次第でございまして。

なお、文官と武官の差別でございまして、これは恩給額につきましましては、

今、恩給局長のお話のとおり、いろいろ当時の事情もございまして、そのことは私もよくわかつておりまして。しかし、その恩給額以外に実におからぬ差別があると思つてゐます。いろいろありますがその一例を申し上げますと、恩給年限に達してない——一時金を受ける資格におきまして文官のほうは三年、武官のほうは七年、これなんかは私はどうしても理屈に合わないことだと思つてゐます。

私のお伺ひしたいのは、いろいろ問題はありますけれども、とにかく現実の恩給法におきまして、文官と武官の差別のあることはもう明瞭だと思つてゐます。その点を恩給局長、お認めになりますかどうですか、お伺ひしたい。

○政府委員(八巻淳之輔君)　旧軍人恩給の再出発にあたりまして、この旧軍人恩給をどうするかというところが検討されたわけなんです。ところが、恩給特例調査会におきまして相当まあ国家財政等も考へて改定した形で出発させよう。大体骨子においては昔のものを踏襲するけれども、相当変わった形で出発させざるを得ないのだと。したがつて、一時恩給の給与の条件にいたしました。下士官以上につきましては三年以上在職すれば、在職して、普通恩給年限未満で退職した人、こういう人に対しては一時恩給が支給されることになつておつたのであります。五号におきましては、七年以上引き続きの在職年限の方に限つて一時恩給を支給する。したがつて、三年以上以上六年以上の在職の方につきましては一時恩給は支給しないと、こういうことになつたわけでございます。このことは、短期若年の方々に、そうした膨大

な数に上る方々に対して恩給を支給するといふことは財政の負担にたえないといふふうな見地から措置されたものでございまして。

一方、実態的に考へまして、これらの方々につきましては、先般法律百三十九号によりまして、戦地における加算が付与された結果、これらの人の大部分は恩給年限に到達して、そして普通恩給を受ける資格を得たと、こう思つておられますので、まあ実態的にはほとんど何らかの処遇がされておる、こう考へてよろしいのではなからうかと、こう思つております。

○下村定君　今御説明の事情は私もよくわかります。ただ、現実問題として、現在の恩給法の武官と文官との格差があるといふことは明らかで、動かすべからざる事実だと思つてゐます。今後どうかひとつそういう点を検討願ひたい。これはそういうことを申しますと、いかにも水平運動でも起こすようにも誤解をされる向きもあるかもしれないが、私もそれはそういう気持は少しもございせん。ただ、不合理な格差だけは是正していただきたい。こういうことでございまして。終わります。

○政府委員(徳安實蔵君)　ただいまのお説につきましては、できるだけ矛盾をなくいたしますように今後十分検討をいたす考へでございます。

○上原正吉君　ただいまの下村先生の質問と関連するものでございまして、旧令では、軍人としての在職年が三年以上であれば一時恩給がつけられた。しかもこの三年以上には加算年を含んでおつたのです。ところが、現在では加算年を含まないで、そして在職が七年以上でなければならぬと、こうなつ

ておるわけでございます。たいへん不合理かつ酷薄なる規定だと思つてゐる。昭和三十三年の臨時恩給調査会の答申は、加算問題と多少趣を異にする点があるが、これに準じて取り扱うことが適當であるとの意見に一致したと述べております。そこでこの加算がすべて解決したのですから、これもここで解決して、実在職が三年以上であれば、加算を含めて三年以上以上であれば一時恩給が受けられる、こういたすべきであらうと思つてございまして、恩給局のお考えはどうですか。

○政府委員(八巻淳之輔君)　この問題につきましましては、旧軍人恩給が出発しました法律百五十五号の当時の精神といふものは、やはりそうした短い期間、軍に参加したと、軍役に勤めた、こういう方々に対して何がしかの一時金といふものを出すことがいかどうかといふことは、やはり全般的国民感情なり、また、国家財政という観点から総合的に考へて、それに対してはがまんしていただくといふことでできておるわけでございます。この恩給特例調査会当時の考へ方も、加算問題が解決すれば実態的にはそういう方々につきましては、加算の付与によりまして年金化するという人が多いいではなからうか。したがつて、それらの方々の不平といふものを實質的に前向きで解決されるのじゃなからうか、こういうふうな意味であつたと記憶いたしておきます。

○上原正吉君　どうもやはり得心ができません。金額の大小やそれから国民感情と申しますか、あるいは国家財政とおっしゃいますけれども、国家財政

といい、国民感情といい、今日はもうすでにたいへん違つておると思ひます。第一、昭和三十三年の臨時恩給調査会の答申も、加算と似たようなものだからこれに準じて取り扱ふのが適当であるとの意見に一致しておるのをごさいます、三十二年に、ですから、どうも恩給局長の御答弁は強弁であるように思ひます。

ことにこの際申し上げておきたいのは、この一時恩給が、制度が旧に復せば一時恩給は受けられる、こういう方々はほとんど赤紙恩給の人なんです。赤紙恩給の人であつて、一時恩給がもらへるということになれば、本人にとつても家族にとつても非常な榮譽である、国民感情はむしろ一時恩給を給すべきであるということになるであらうと思ひます。ですから、もし今日の国民感情がどうであるかということに御疑念があつたら御調査いただくのもけっこうですが、あるいはこの臨時恩給調査会の答申が意見が一致したとあるのですから、これを取り上げるべきだと思ふのをごさいます。いま一度局長の御答弁を承つておきたい。

○政府委員(八巻淳之輔君) お話のそうした短期在職の方々というのは、大多数は内地でお勤めになつた方が多いと存じております。戦地で三年もお勤めになりますれば加算が七年ついでして十年になるので、そこで対象になるのは、内地の部隊で三年なり四年なり引つぱられておつた方だと思ひます。それに対して御苦勞様でしたという一枚の感謝状も出さないうというのは、これはけしからぬと思ひます。しかしながら、それに対して何がしかの国庫負担をして一時金を出すべきか

どうかという、こういう問題はもう少し十分検討してみたい、こう思つております。

○上原正吉君 これ以上押しませんけれども、私は十分検討する価値がある、検討しなければならぬ問題だと考へますので、幸い長官も来ておいでと考へますから、お聞きとどめおきをいただきますようにお願いする次第でございます。

次に、加算の減算率についてであります。加算の減算率を、実在しなかつた一年につき減らす率を、百五十分の四・五から三・五に下げようという改正でございしますが、これははなはだ不徹底かつ不合理だと思ひます。元來加算といふものは、ほんとうの文字どおり加算であるべきなんです。戦地で一年苦勞するのは内地で三年苦勞したのに匹敵する、四年苦勞したのに匹敵するから加算がついてゐるので、実在職と計算すべきもので、在職年限を数える、つまり受給資格を生ずる計算において、あるいは金額の計算において、あるいは金額の計算において、当然実在年として加算すべきなんです、こう思ふのをごさいます。減算率そのものがまことに奇怪な存在、こう思ふのをごさいます。これはどんなお考えですか、長官ひとつお答えをいただきたいと思います。

○政府委員(八巻淳之輔君) 恩給に関する加算の制度というのは、御承知のとおり、昭和二十八年に軍人恩給が再出発いたしますと同時に、文官につきましても加算制度というの原則論として全面的に廃止してしまつたわけなんです。すなわち恩給法上の実際の在職年に對して、増しをして長く見て、そして恩給がつくようにすると、こうい

う制度でございしますが、これはほかの公的年金制度では例がございせん。恩給法におきまして、そうした増しの制度といふものは過去にあつたものでございすけれども、昭和二十八年に再出発するときには、もうこれはやめてしまつたわけなんです。しかしながら、過去にそうした加算がついて恩給をもらつておつた、恩給資格があつたという事実を想起いたしまして、これについては恩給権を認めたいというふうないきさつからいたしまして、これに對しては恩給金額の上には反映しないようにしよう、こういうことで、むしろ実際の百五十分の五十というものは完全なる支給額でございすけれども、それから実際の在職年、足りない一年につきまして百五十分の三・五ずつ差し引くと、こういうふうな制度をとつたわけだと思ひます。したがいまし

た減算率といふものを全面的に廃止するといふことにつきましては、はなはだ賛成いたしたいのでございす。

○上原正吉君 どうも局長は賛成いたしたいとおっしゃるが、私は得心いたしたいので、昭和二十八年の復活にあつた、こういう加算制度はやめようと、こういうことになつたそうでありまふけれども、昭和二十八年まで勤続して加算をもらつたというのではなないのではありません。加算という制度がちゃんと生きて、そして加算という制度によつて助まされ慰められておつた軍人が、昭和二十八年まで恩給を押えられておつて、二十八年に復活する際割り取つたといふのですから、これは二十八年にやめても追いつかない、間に合わない、こう思ふのをごさいます。

す。二十八年以後の勤続年限に對して押えるならともかく、八年も前のことを二十八年に至つてから削るといふのは、道理にかなわぬ、私はそう思ふ。しかし、かりに百歩譲つて、減算率といふものを認めるとすれば、私は増加率のほうも百五十分の一なんだから、減算率のほうも百五十分の一でしかるべきだ、こう思ひます。そこまでは譲歩はできない。それからまた、百五十分の四・五であつたものを百五十分の三・五に減らすという考へは、四・五が不合理だと、こうお認めになつたからに違ひない、こう信じておるのでございす。これを百五十分の三・五に減らしたから合理化されたといふことにはならぬと思ふのです、その点はいかがですか。

○政府委員(八巻淳之輔君) 昭和三十三年の法律百二十四号によりまして、それまで減算率が百五十分の三・五であつたのを四・五に強化いたしました。このいきさつは、その当時いわゆる未裁定者についての加算制度といふものが未処理でございまして、したがつて、既裁定の方々についてだけの年金受給者があつたわけなんです。これらの方々につきましては、一万二千円ベースから一万五千円ベースに上げる、こういうことになつたのでございすけれども、臨時恩給調査会の答申にもございすように、この未裁定者の問題が片づくまでは、既裁定者についてのベース・アップは実質的に見合わせるべきであるという考へ方でございまして、このために仮定俸給を上げますけれども、実質的にはふえない、実額が現状維持であるといふふうな意味からいたしまして、百五十分の四・五と

いふふうな強化いたして今日に至つたわけだと思ひますけれども、これは未裁定者につきましては処理が法律第七十九号によりましてできまして、そのすから、これは百五十五号當時の本筋に戻つていいのではなからうかと、こういうふうな考へまして措置いたしたわけだと思ひます。

それからさらに、百五十分の一減らす。三・五でなくて百五十分の一ぐらゐの減らし方ではよくはないかと、こういふお話でございすけれども、大体実在職年の一年についての減らし方の大さつた考へ方は、軍人で申しますと、恩給は結局年俸の三分の一でございすから、百二十日分支給されるわけなんです。したがつて、十二年で恩給がつくといふことは、一年について十日分の給料に当たるわけなんです。そこで一年足りませんならば、その十日分引く。十日分といふことは給料に對してどのくらいになるかと申しますと、百五十分の三・五ぐらゐになる、三・五ないし四になる、こういうことだと思ひます。そういうふうな考へ方で百五十分の三・五といふものが出てゐるわけだと思ひますので、これを百五十分の一にするといふことになりまふと、その趣旨に沿ひませんし、またかたがた、百五十分の一といふものは、天井がございす。たとえば軍人で申しま

すと、七割以上はいかない。幾ら長くて本俸の七割以上はいかない。文官で申しますと、本俸の六割以上はいかないといふような天井がございす。したがつて、減算する場合にも最下限のものを考へなければならぬ。そこで三年行つて十二年の恩給がつくといふような人々につきましては、最

しても、あれもこれもと思つており、
すものが相當に削られまして次の機会
にと、全然見込みがないということでは
ございません。これはもうだめだとい
つて引導を渡されたものでもござい
ませんし、渡されましたも執勤に食
下がりまして、次の機会にと留保をい
たしておるものもたくさんございます
ので、いろいろお話のような点につ
きましては、先ほどから申し上げてお
りますように、今後に残された問題とい
たしまして、来年度の予算編成につ
きましてはできるだけそうした不合理が
是正されますように、ともどもに手を
握つて私も努力をいたしたい、かよう
に考えておりますから、御指摘の点は

十分御指摘願ひまして、そうしてひとつ實容なお氣持で本案を御審議願ひ、次に來たるべき予算要求等につきましても、ぜひとも御協力をいただきまして、そうしてあたたく、しかも筋の通つた施策が出来ますように御支援をお願いいたしたいと思います。

○上原正吉君　たいへん御同情のある、御理解ある御答弁で満足いたしました。どうかひとつお心持が実現するよう、に御努力のほどお願い申し上げます。

なお、いま一つ急いで質問いたしましたのでございますが、加算關係の事務の処理につきまして、衆議院内閣委員会の速記録を拝読いたしますと、当局の非常なる御熱意と御努力に對しては、深く敬意と感謝をささげる次第でございます。しかし、事務の完了が昭和四一年になるであらうという御答弁では、受給者の不安焦躁も察するに余りがあると思つてございます。

そこでお尋ねしたいのですが、事務

の処理に關しまして、府県の段階で府県の立場から見ても、また、厚生省の段階で厚生省の立場から見ても、恩給局の段階で恩給局の立場から見ても、それぞれ隘路となつてゐるのはどんな点かという事でございませう。それからこの認定、裁定等の事務を一そう簡素化するために何か立法措置が必要であらうが、立法措置をとつて簡素化するというお考えはないかどうかということ。また、人員不足が隘路となつてゐるならば、民間の恩給関係者の中から有志を募つて奉仕してもらつて、まあ無給というわけにも参りますまいが、奉仕してもらつて、そして恩給法にも明らな、事務にも明るい人々がたくさんおられるようでありませうから、これらの人々に応援してもらつて急速に事務を片づける、こういう道はないものかどうか。

この三点をお答えいただきたい。

○政府委員(八巻洋之輔君) 総括的なことを私から申し上げまして、援護局長からあとの地方の段階、援護局の段階を申し述べさせていただきます。

昭和三十六年の法律第百三十九号によりまして、普通恩給を受ける権利を取得する旧軍人の数というものが大体七十万人余と考へられておりますけれども、その半分ぐらいがたゞいま四十五才以上ということになっております。四十五才以上になりませんと受給資格がございませう。この半数ぐらいの方々につきましては、現在私どもの毎月の事務処理の能力というものは一万四千人ぐらいの能力を持つております。したがいまして、三十八年度中に約十七万人ぐらゐは処理できる。したがつて、三十八、九両年度にまたがり

まして、大体四十五才以上の実受給額がある方々につきましてはそれが可能である、また、その余の方々につきましてはそれぞれだんだんと四十五才以上には到達いたしますので、それも簡易に処理できる、こういうふうな考へております。

以上でございませう。

○政府委員(山本達太郎君) ただいま恩給局長が申しましたような趣旨で四十一年、おそくとも四十一年という目途をもつてやつておるわけでございますが、これは文字どおりにおそくともということでございます。しかもそのどれを先に扱うかということとは、たゞいま恩給局長が申しましたように、若年停止のかからないもの、実害を及ぼさないというふうなことで計画的に処理したいという考へで進めておるわけでございます。

なお、このような処理の扱いになるということにつきましては、関係の団体、中央、地方とも私どもとしては相当連絡を密にしておるところでございます。いろいろ普通の恩給と違ひまして非常にむずかしい手のかかる仕事でございます。従前地方におきましてはもう少し予算が何とかならないかという御要望がございませう。ごもっともでございますので、三十八年度の予算におきましては、全体的に三割の増額をしていただいたところでございませう。

なお、先生御指摘の一番中心はいわゆる資料を十分に持ち得ない県が若干あるわけでございますが、こういう県につきましては予算を五割増しの配賦をしたい。また、そういう府県につきましては、私のほうも直接出向きまし

て、必要な研修を、そういう資料の把握の仕方等につきまして研修をいたすことを計画いたしておりますが、こういう点が進むに従ひまして、今まで非常に隘路といひますか、むずかしかった点が相当改善されるものと期待しておるところでございませう。

なお、進達の方で改善を要する余地がないかということでございますが、進達庁の現在までの感じといたしましては、やはりこうした非常にこまかい加算の区分がございませうので、現状以上に法制的に簡略にするという道は今のところ考へておりませんが、なお、今後仕事を進めるにつかましてそのような点に気づきました際には、また恩給局等に内部的に御連絡するといふようなことも考へてみたいと存じます。それから一つ落としたが、恩給関係に非常に習熟した人を使つてはどうかという御意見もつともでございます。まして、地方によりましては、そうしたことが事務能率上いいというふうな判断をいたしております。県につきましては、若干そのような人の応援をお願いしておるような現状でございます。いろいろ県によつて事情が違ひますので一律には申せませんが、大いに活用し得る面は活用させていただきたいと存じます。

○上原正吉君 たいへん御配慮いただいております。受給者にかわつて感謝申し上げます。府県によつては非常に予算の少ないところがあり、かつ、したがつて、人員の少ないところがあつて、府県段階の事務が非常にすみやかにスムーズにいくところとそうでないところがあるものでございませう。これはわれわれにはわかりません。結

局、行政指導によるかあるいは立法措置によるかしか方法がないと思ひます。けれども、この点はわれわれには考へ及ばせんから、この点は遺憾のないような措置を講ぜられませうことを心からお願いいたしまして、私の質問を終了したいと思ひます。

○下村定君 私の質問は、次回に譲らさせていただきますと思ひます。

○委員長(村山道雄君) 他に御質問はありませんか。——他に御発言がなければ、本案に対する質疑は、本日はこの程度にとどめます。

本日は、これにて散会いたします。

午後五時四十四分散会

六月十一日本委員会に左の案件を付託された。(予備審査のための付託は二月二十五日)

一、恩給法等の一部を改正する法律案